



群馬県共同募金運動改革推進検討委員会 報告書

平成31年3月

社会福祉法人 群馬県共同募金会

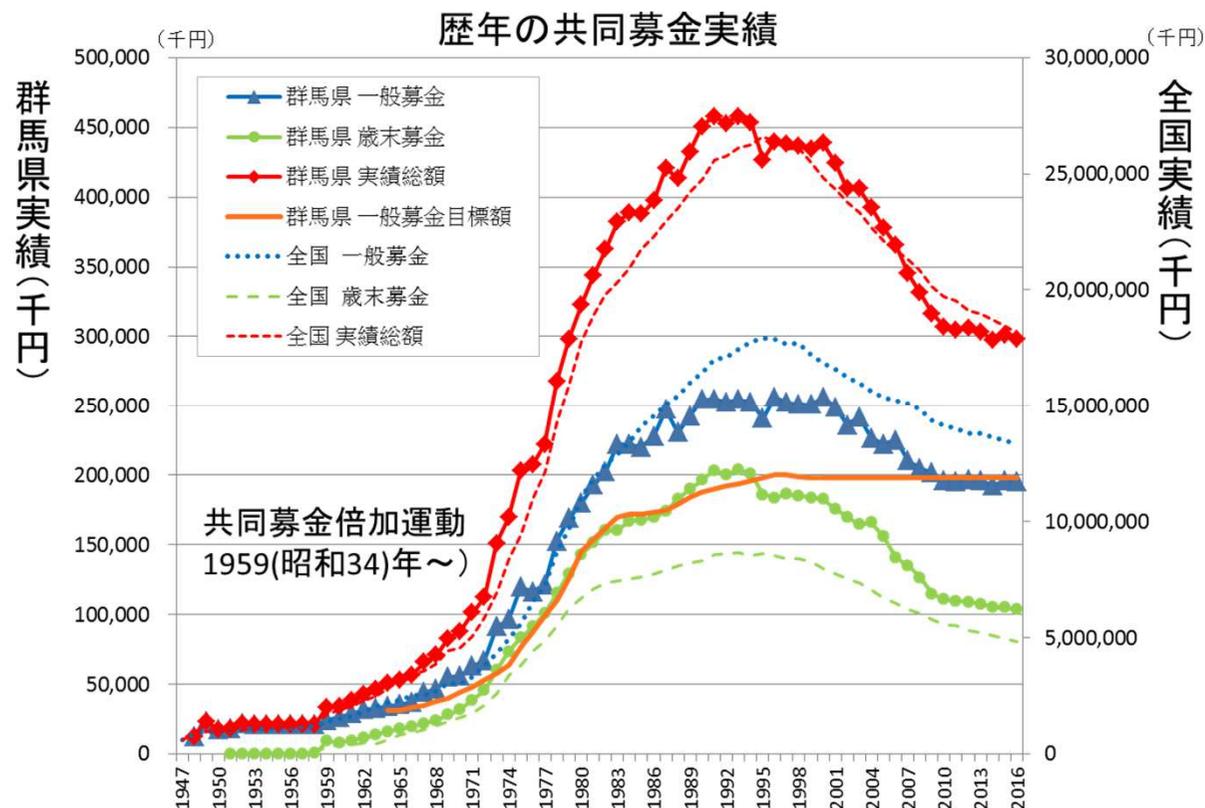
共同募金改革の前提

少子高齢化や社会経済の状況を背景に、地域生活課題は複雑化多様化していて、地域福祉を推進するために資金面から支援する共同募金への期待は高まっています。

厚生労働省の地域力強化検討会中間とりまとめ(平成28年12月)に、「寄附文化の醸成について」という項目が設定され、資金確保だけでなく、公私協働の過程を大切にすることや、地域福祉に関心が薄かった人たちにも関心を喚起することなどの期待について記述されています。また、その後に出された市町村地域福祉計画等の策定ガイドライン(平成29年12月)にも、共同募金の活用が明記されました。

70年以上続く共同募金運動ですが、募金実績は年々減少しています。

全国から1年遅れの昭和23年に始まった本県の共同募金の実績額は、平成5年度の4億5790万円をピークに年々減少し、平成26年度には3億円を切りました。バブル崩壊後の不景気による法人募金の減少や平成の大合併による地域間調整など、さまざまな要因が考えられますが、結果として募金実績がこの20年余で大幅に減少し、それに伴い寄付者の関心も薄らいでいることを事実として受け止める必要があります。



「共同」で寄付を呼びかけて配分するしくみから、「協働」して解決するための募金へ。
地域共生社会の実現に向けて多様な主体が協働するために、その一翼を担います。

戦後、憲法第89条の公私分離の原則により資金難にあえぐ民間社会福祉事業経営者らが「共同」で寄付を呼びかけ、集まった寄付金を「共同」でシェアする(配分する)しくみとして共同募金が始まりました。社会福祉事業経営者の過半数に配分する規定で実施してきましたが、平成12年の法改正で過半数配分は撤廃され、「地域福祉の推進」という目的が明記されました。

“共同でシェアする”という役割から、“協働でニーズに寄り添い解決する”という役割に変わってきたのです。

地域共生社会の実現に向け、課題解決のために多様な主体が「協働」し、共同募金もその一翼を担うことが期待されます。

新たな運動展開のための「3つの方策」

方策①
地域福祉計画等との連携

共同募金運動が有する機能(公私協働促進、地域福祉への関心喚起など)を発揮し、住民参加で描く地域福祉のグランドデザイン(=地域福祉計画)の実現に貢献します

方策②
協働を促進する配分への
転換

地域福祉の財源を確実に確保するしくみを構築し、地域共生社会を目指す配分内容に転換するよう、「協働」という観点から配分を見直します

方策③
共同募金業務に住民が
参加するしくみづくり

共同募金運動のさまざまな場面で、多様な人々が運動に参画するしくみをつくることで、地域福祉への関心を高め、主体性を形成するきっかけとなるよう工夫します

「協働」を促進する配分への転換

地域共生社会の実現のために、民間財源である共同募金にできることは、「見えにくいものを“見える化”する／ないものを創造する／隙間を埋める」こと。民間活動の重要性を広くアピールし、公私の適切な連携・協働を促す役割を担います。

「協働の開拓」としての
広域配分

解決する課題を前面に出した「企画型」配分を実施し、解決すべき分野を開拓します。協働の視点を持ち、課題解決プロセスを“見える化”するための評価を行います。

「協働の実践」としての
地域配分

課題を中心に据えて多様な住民や団体・機関が解決に関わる「マルチステークホルダープロセス」を重視した配分プログラムに転換していくために、柔軟に検討していきます。

課題解決のパートナーと
しての社会福祉法人

社会福祉法人は、共同募金の単なる受配者ではなく、共同募金運動を協働で担うパートナーとして、さまざまな提言やニーズの代弁的機能を果たしていくことが期待されます。

改革実現に向けた基盤整備

「3つの方策」を軸とした改革を着実に実行するためには、県共同募金会の専門性の向上及び効率的な運営、また市町村支会を支える人・地域の要職への理解促進が必要です。